

白石町立白石中学校に係る
「部活動の基本方針」



令和 6 年度
白石町立白石中学校

1 はじめに

部活動は学校の教育活動の一環として行われ、責任者の指導の下、同好の生徒が参加し、自主的に組織される。また、部活動は体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成したりするなど、多様な学びの場としてきわめて効果的な活動で有り、大きな意義を有するものである。

しかしながら、社会・経済の変化等により、部活動を取り巻く環境も著しく変化し、「過度な競技志向や勝利至上主義」「生徒や顧問、保護者の多忙化」「いじめ・体罰の問題」「保護者要望の多様化」「量的指導から質的指導への転換」等、様々な課題が存在している。

これらのことから、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が学校教育の一環として、多様な形で最適に実施されるよう、「白石町立白石中学校に係る部活動の基本方針」（以下、「基本方針」とする。）を策定する。

2 体制の整備について

（１） 部活動方針の策定

- ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、年間の活動計画とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

（２） 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。
- イ 白石町立白石中学校（以下「白石中学校」とする。）は、指導内容の充実や生の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消などの観点から円滑に部活動が実施できるよう、必要に応じて部活動指導員・外部指導者を学校に設置するように努める。
- ウ 町教育委員会及び校長は、部活動指導員・外部指導者が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させる等研修の機会を設ける。
- エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- オ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者（教員等、部活動指導員、外部指導者等とする。以下同じ。）を配置するよう努める。
- カ 校長は、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進について

- (1) 顧問は、教育課程との関連を図る上において、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践する。生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

※ボトムアップ理論：プレー自体の指導よりむしろ「人間力」向上の指導に力を注ぎ、メンバー一人ひとりに「みずから考えさせる」指導を徹底して続けること

- (2) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症による事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を十分配慮する対策を講じること。

- (3) 顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各部の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用する。

- (4) 町教育委員会及び校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、部活動によるスポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて、保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。そのため、以下の基準を設定するとともに、校長は、顧問に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ア 休養日

- (ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

毎週**水**曜日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- (イ) 長期休業中は、学期休業中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業中の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにする。

- (ウ) (ア) (イ) の前段にかかわらず、部として目標とする重要な大会等(1)の直前の時期には、当該大会を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保し、直

前の時期の週当たりの休養日を1日とすることが出来る。

(エ) 以下を白石中学校における共通の「部活動休養日」とする。

- a 毎月第3日曜日・・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
- b 町教育委員会及び学校が定める定時退勤日
- c 町教育委員会が定める「学校完全休業日」
- d 定期テスト等の3日前からテスト終了まで
- e その他、学校全体としての休養日を設定する。

4月最初の平日日、8月31日、体育大会翌日、文化発表会翌日

町民運動会、入学式**前日**、卒業式**前日**、教育委員会等の学校訪問日

その他必要と認める日

イ 活動時間等

(ア) 部活動は必ず教員・部活動指導員・外部指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下の通りとする。

○平日：実際の活動時間は長くとも2時間程度

○長期休業中：実際の活動時間は長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

(イ) 活動時間及び日没時間を考慮し下校時間を設定する。

（下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮する。） **別添部活動運営計画による**

(ウ) 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保や地域行事への積極的な参加等への観点、また、教員等の負担軽減や教科指導の充実等の観点から、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 学校における休養日及び活動時間等の設定

ア 校長は、2(1)の「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、4(1)に則り、学校全体としての休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 顧問は、2(1)の活動計画等の作成に当たっては、アの学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定する。

(3) 参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒の教育的意義、生徒及び顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

特に、週末に休養日が設定できるよう、2日間にわたる大会への参加が連続週にならないよう考慮する。

イ 白石中学校においては、県大会規模の大会等については年4回程度の参加を目安とする。

5 環境の整備について

- (1) 校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編制する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置等に努める。
- (2) 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 その他

平成30年度中に文化庁において策定される見込みの「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を踏まえて改訂を行う。

平成30年12月に策定されたので、平成31年1月より「基本方針」として実施する。

(1) 部活動として目標とする重要な大会等とは、

- ① 中学校体育連盟が主催又は共催する大会
- ② 日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
- ③ 中学校体育連盟加盟団が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会
- ④ 全国吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会・コンクール等、部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会とする。

※ H30、11月作成

※ 太字下線部については、R2度4月に変更。・・・適切な休業日等の設定について(エ) e 項

※ H31.1月追加

※6 その他の項

※ R3、9月変更

※4 適切な休業日等の設定について

- (1)(ア) 毎週月曜日から毎週水曜日に変更

部活動運営計画

白石町立白石中学校

1 部活動の目的

部活動を通して、仲間や先輩、後輩、そして先生との豊かな人間関係を築き上げる。

また、日々の練習を積み重ね、自分の限界に挑戦し、それを克服する厳しさを体験することで、目標達成時の成就感等を味わうことができる。ただし、活動（練習・試合 等）にあたっては、生徒の身体的・精神的負担が著しく過重でなく、正規の授業や特別活動に影響がないように配慮する。

2 活動の終了・下校時刻

月	活動終了時刻	下校完了時刻
4 月	1 8 : 1 5	1 8 : 3 0
5 月	1 8 : 3 0	1 8 : 4 5
	1 8 : 4 5	1 9 : 0 0
6 月	1 8 : 4 5	1 9 : 0 0
7 月	1 8 : 4 5	1 9 : 0 0
8 月	(別途計画による)	
9 月	1 8 : 1 5	1 8 : 3 0
	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5
1 0 月	1 7 : 4 5	1 8 : 0 0
	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
1 1 月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
1 2 月	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
1 月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
2 月	1 7 : 4 5	1 8 : 0 0
3 月	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5

※日没の時刻により変更もある。

※下校指導当番は各部で持ち回り。(西門・東門)

※5月～1月の活動は、前半を15日まで後半を16日からの活動時間とする。(R2 度確認)

3 部活動内規について

- (1) 活動には、生徒の安全面を考慮し、顧問が臨場のうえ指導にあたる。諸事情により顧問不在の場合は、他顧問に協力を依頼し、活動の安全保障に努める。
- (2) 顧問は、活動場所および部室の管理を行う。破損等の危険がある場合や、その他連絡の必要がある場合は、管理職および体育科職員に連絡をする。
- (3) 活動後の下校完了時刻は、原則として日没時刻とする。下校完了時刻を守る。
※別紙、活動の終了・下校完了時刻表に準ずる。土日は、基本的に**3時間程度**の練習とするが、1日練習の必要がある場合は、最大16:30（下校完了時刻）までとする。
- (4) 祝休日、および長期休業中の活動時間は、顧問の活動計画に従い、その指導のもとで活動する。
- (5) 毎月、第3日曜日は**県下一斉部活動休養日**である。生徒の身体的・精神的負担が著しく過重でなく、正規の授業や特別活動に影響がないように、週に土日のいずれかを休養日とし、それ以外にも1日(水曜日)の休養日を設ける。
(県学校教育課・県中体連からの指導)
※**県・白石町立白石中学校に係る「部活動の基本方針」**により、週に土日のいずれかを休養日とし、それ以外にも1日以上の休養日を設ける。
- (6) テスト期間中の活動は、最終日を除いて活動を中止する。また、中間テスト前は3日、学年末テスト前も3日前から活動中止とする。
- (7) **朝・昼休みの活動（部室掃除、グラウンド整備、ボランティア活動、ミーティングなど）は行わない。**
- (8) 部室は、更衣のみに使用し、飲食するなど活動以外の使用は認めない。また、部外者（他部員、卒業生など）の出入りや部室等付近への自転車の乗り入れを禁止する。鍵の管理は顧問が行い、鍵は職員室で保管すること。休日明けの、全ての部の鍵を確認する。
- (9) 校外へ自転車で活動に行く場合は、自転車通学許可規定に準ずる。
- (10) 弁当等の昼食をとる場所は、その都度、指定された場所とする。また、生徒による飲食物の購入は認めない。登下校時、および祝休日も同様とする。
- (11) 決められた活動規定以外の活動を行う際は、保護者承諾の上、校長・顧問会の承認を得て実施することとする。
- (12) 内規に反する活動が確認された場合は、臨時に顧問会を開き、生徒のより良い成長につながるような措置（ボランティア活動、活動停止等）をとるための審議を行う。また、必要に応じてキャプテン会を実施する。

※太字下線部は、R2度に追加・変更になった部分です。

※太字下線部は、R3、9に追加・変更になった部分です。

部活動入部届

氏 名
学 級
生年月日 平成 年 月 日生
保護者氏名
T E L 号 印

私は、本校の〔 〕部に入部を希望します。

入部した以上は、部活動の規律にしたがい、最後まであきらめず毎日活動に励むことを誓います。

部活動名

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 バスケットボール 男子 | 2 バスケットボール 女子 |
| 3 バレーボール 男子 | 4 バレーボール 女子 |
| 5 卓球 男子 | 6 卓球 女子 |
| 7 サッカー 男・女 | 8 剣道 男・女 |
| 9 ソフトテニス 男子 | 10 ソフトテニス 女子 |
| 11 ソフトボール 女子 | 12 軟式野球 男・女 |
| 13 吹奏楽 男・女 | 14 美術 男・女 |
| 15 アダプテッドスポーツ 男・女 | |

令和 年 月 日

() 部 白石町立白石中学校長 様
顧問 様

部活動退部願

氏 名

(年 組)

保護者名

印

私は、次のような理由により〔 〕部を退部したいと思います。

理由：

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid black border at the top and bottom edges. On the left side, there is a vertical dashed line that runs down the length of the page, creating a margin. The rest of the page is filled with horizontal dashed lines, providing a template for writing or drawing.

令和 年 月 日

白石町立白石中学校長 様
() 部顧問 () 様

() 部活動意思確認書

本年度も継続して同じ部で活動を続ける人は **1** に、その意思のない人は **2** に○をつけて担任の先生に提出してください。**【4月15日(月)まで】**

年 組 号	氏 名
生年月日 平成 年 月 日	保護者氏名 (印)
住所 TEL	

1 本年度も引き続き活動したいと思います。

なお、下記の項目を守り、充実した活動ができるように努力することを誓います。

- 1 時間励行・敏速な行動。
- 2 用具を大切にし、練習場所の整頓や整備を行う。
- 3 無断欠席をしない。
- 4 学習との両立。

2 現在の部活動を継続する気持ちはありません。

※退部・転部の場合は、本人・顧問・担任・保護者で話し合い、はっきりとした結論を出してください。

令和 年 月 日

() 白石町立白石中学校長 様
部 顧 問 様

1年生の部活動入部までの流れ(お知らせ)

1 日 程

- 4月15日（月）から4月19日（金）まで、見学および体験的に活動参加
（見学・仮入部期間）

※ただし、**1年生は18：15活動（見学）終了、18：30下校完了**

※用具の購入・準備については、確定後にお願いします。

- 「入部届」の生徒への配布 … 4／15（月）
- 「入部届」の提出 … 4／19（金）まで（各担任まで提出）
- 正式入部 **《確定》** … 4／26（金）
担任から各部顧問へ入部届を渡す

2. 部が変わるときの手続き

今の部の顧問の先生と次の部の顧問の先生に相談、学級担任の先生に連絡。